

「議会報告と町民との意見交換会」開催案について

1 日 時 令和7年2月15日（土）13時30分～16時

2 会 場 めむろ駅前プラザ（2階セミナーホール）

3 構 成

（1）議会報告会／委員会活動報告（15分：@5分×3）

- ① 総務経済常任委員会（まちなか再生事業）
- ② 厚生文教常任委員会（障がい者福祉事業）
- ③ 議会運営委員会（活性化主要事業）

（2）基調講演（45分）

① 講 師 山崎幹根氏（北海道大学公共政策大学院長）

② テーマ（演題候補）

- ・「人と人がつながる新たなまちづくりを考えよう。」
- ・「助け合いが実現するまちづくりを目指して」
- ・「小さなコミュニティづくりから始めよう」
- ・「隣近所、なかよくしようよ。」

③ 趣 旨

年々、町内会等の自治活動への住民意識が低下する中、今後に向けて目指すべきコミュニティを考える機会とする。

講演は前後半で視点を区分し、前半は参加者全員へのメッセージとして「全国・全道の実態紹介＋主たる課題の抽出＋課題解決の対策・方策」とし、後半は議会議員を対象にしたメッセージとして「議会・議員への影響＋議会・議員が担う役割」とし、質疑を含めて全体で1時間の講演とする。

（3）町民との意見交換会（60分）

- ・ コーディネーター 山崎幹根氏（北海道大学公共政策大学院長）
- ・ ファシリテーター 議員
- ・ 趣 旨 基調講演を踏まえたグループワークとする。

4 参集範囲

（1）町 民

（2）市街地町内会連合会役員（市街地町内会長）

（3）どんぐり会

（4）めむろみなくる商店会

- (5) 白樺学園高等学校・芽室高校
- (6) 議会改革諮問会議委員
- (7) 議会モニター

5 主なスケジュール

- (1) 開催企画議会内部合意形成 ～令和6年 9月
- (2) 関係機関協議（講師等調整） ～令和6年10月
- (3) 補正予算提案 ～令和6年12月
- (4) 開催周知・広報 ～令和7年 1月

6 特記事項

- (1) 予算措置（補正予算） 講師謝礼（報償費）50千円
- (2) 議会内役割分担 別途協議

○芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

(平成 24 年 4 月 12 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、芽室町議会基本条例（平成 25 年芽室町条例第 27 号）第 8 条に規定する議会報告と意見交換会（以下「意見交換会」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第 2 条 意見交換会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地域との意見交換会 あらかじめ議会が定めた議題について、町の区域を議会が別に定めるところにより指定する地区（以下、「地区」という。）を基本単位として実施する意見交換会をいう。
- (2) 団体との意見交換会 議会が取り組む政策立案等について、関係ある町民団体等と実施する意見交換会をいう。
- (3) 議会報告会 意見交換会に合わせて、議会活動などについて伝える機会をいう。

(地域との意見交換会の実施)

第 3 条 地域との意見交換会は、前条（1）により定めた地区において年 1 回実施する。

2 議会は、地域との意見交換会の開催日時、会場等について、議会だより及び町議会のホームページ等への掲載、開催地区における開催案内文書の回覧等の方法により、広く周知を図るものとする。

(団体との意見交換会の実施)

第 4 条 団体との意見交換会は、教育、文化、福祉、産業等の分野ごとに行う意見交換会であるところから、常任委員会において政策立案等を実施するため必要に応じて開催するほか、町民団体等の要請に応じて開催するものとする。

(議員の留意事項)

第 5 条 意見交換会において、出席する議員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 町民の多様な意見を把握し、議会内での議論・政策形成につなげていくために、町民の意見・要望の意図・真意等を聴取すること。
- (2) 町民から意見、質問に対する返答等を求められた場合には、議会としての考え方、議論の経過等を説明することとし、議員個人としての見解を述べないこと（議員個人の考えを求められた場合その他個人の

見解を明らかにする必要がある場合を除く。)

(3) 執行機関の立場での説得的な説明、答弁等を行わないよう留意すること。

(意見等の集約)

第6条 意見交換会に出席した議員は、町民の意見及び提言その他意見交換の内容(以下、この条において「意見等」という。)について、要点をまとめ記録したうえで別に定める様式により議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の規定により報告を受けた意見等の整理及び検討について、議会運営委員会に依頼するものとする。

3 議会運営委員会は、前項の規定により意見等の整理及び検討について議長の依頼を受けたときは、議会における当該意見等への対応を協議し、その結果を議長に報告するものとする。

4 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、今後の議会運営において適切に対処するものとする。

(報告書の公表)

第7条 議会は、前条の規定により集約した意見等について、当該意見等に対する議会の対応と併せて議会だより及び議会ホームページ等において公表するものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。